

検討課題6 研究開発の固定資本形成の計上

1 課題内容

統計委員会において、研究開発の固定資本形成の計上に向けて、内閣府と総務省で連携すべきとの指摘を受けたことを踏まえ、検討する。

内閣府からは、「外部から受け入れた研究費」及び「外部へ支出した研究費」について、研究成果の帰属に関する調査項目の設置の要望を受けている。

具体的な課題は以下の2点。

- ・無形固定資産（ソフトウェア）の購入費に関する項目（検討課題6-1）
- ・研究開発の所有権に関する項目（検討課題6-2）

また、これに関連し、科学技術研究調査（以下「本調査」という。）では、企業への調査（社内使用研究費関連）において「有形固定資産の減価償却費」を把握していることから、その必要性について確認する。

2 課題6-1（無形固定資産（ソフトウェア）の購入費に関する項目）に対する検討状況

(1) フラスカティ・マニュアルでの取扱い

フラスカティ・マニュアル（以下「FM」という。）では、「資本的支出は、研究開発に使用される固定資産にかかる年間の総支出」としており、具体的項目として以下を提示。

- ・土地及び建物
- ・計器及び装置
- ・コンピュータ・ソフトウェア

また、資本的支出について、FMでは「発生した期間にその全体額を報告すべきであり、減価償却要素として記録すべきではない」としている。

(2) 内閣府における検討

内閣府における研究開発の資本化に関する検討では、本調査の内部使用研究費のうち経常的支出を用いて、研究開発の生産額を推計。

(3) 科学技術研究調査における取扱い

本調査では、資本的支出のうち、「土地及び建物」及び「計器及び装置」については、有形固定資産の購入費として把握している。一方で、「コンピュータ・ソフトウェア」については、「その他の経費」として、研究のために要した図書費、光熱水道費、消耗品費用も含めて把握している。

(4) 具体的検討事項

① 無形固定資産の範囲等

自社開発のソフトウェアの扱いを含め、無形固定資産の購入費の範囲等を整理したところ、調査事項とした場合の記入精度の確保に特段の支障はないものと思われる。

② その他

- ・経済産業省企業活動基本調査へのデータ移送
調査事項の重複是正の観点から、本調査への社内使用研究費、有形固定資産の購入費、有形固定資産の減価償却費等の回答データを経済産業省企業活動基本調査（以下「企活」という。）への回答とみなしていることから、データ移送への影響を考慮する必要がある。
- ・減価償却費の把握の必要性
企業調査における有形固定資産の減価償却費は、産業連関表の作成において利用さ

れていることを確認した。

3 課題6-1に対する事務局案

企活へのデータ移送や将来的な結果の高度利用（他統計とのリンク）を考慮し、現行の区分に「無形固定資産の購入費」及び「うちソフトウェア」を追加して把握することとしたい。

なお、「無形固定資産」等の範囲は以下のとおりと考える。

[無形固定資産]

- ・特許権、実用新案権、著作権及び意匠権（ファッション関係を除く）の購入料
 なお、自社で保有する特許の維持料や他社の保有する特許の使用料は、「その他の経費」に算入する。
- ・ソフトウェア購入料

[ソフトウェア購入費]

- ・研究開発のために購入し、1年以上に渡って使用されるソフトウェアを対象とする。
- ・購入したソフトウェアの設定等に係る費用は、購入費に算入する。
- ・パソコンなどの機器に組み込まれたソフトウェアは、当該機器を購入した場合は、有形固定資産（機械・器具・装置など）の購入費に算入し、当該機器をリース契約した場合は、リース料に算入する。
- ・自社開発のソフトウェアについては、開発経費（人件費、原材料費など）に算入する。

(調査票イメージ)

		(現行)	(変更案)
企業、 非営利団体 ・公的機関、 大学等共通	総額		
	人件費		
	原材料費		
	有形固定資産の購入費		有形固定資産の購入費
	土地・建物など		土地・建物など
	機械・器具・装置など		機械・器具・装置など
	その他の有形固定資産		その他の有形固定資産
	リース料		無形固定資産の購入費
	その他の経費		うちソフトウェア
			リース料
		その他の経費	
企業のみ	有形固定資産の減価償却費		有形固定資産の減価償却費

※ 変更案の「無形固定資産の購入費」及び「うちソフトウェア」は、現行の「その他の経費」から振り分けられる。また、「無形固定資産の購入費」は「新設」として追加される。

4 課題6-2（研究開発の所有権に関する項目）に対する検討状況

(1) 08SNAにおける勧告

08SNAにおける勧告では、「研究開発は、資本形成として扱う。ただし、活動が経済的便益を伴わないことが明らかな場合は中間消費として扱う」としている。

また、「所有者に経済的便益を提供しない研究開発は、固定資産にはならず、中間消費として扱う」としている。

(2) 科学技術研究調査における取扱い

本調査では、研究開発の所有に関する調査項目は設けておらず、研究費の資金源及び支出先に関する項目でも、「収入名目（受託費、科研費、補助金、交付金等）又は支出名目（委託費、賦課金等）のいかんを問わない」としている。

(3) 具体的検討事項

① 調査時点における所有権の把握の可能性

調査票提出時点で研究成果が出ている必要があるが、研究開発には時間がかかる（成果の一つである「特許」の取得については、申請から承認まで数年を要する）。

また、共同研究では、契約時点で成果の帰属を明らかにせず、特許取得の可能性が生じた時点で帰属割合等について協議することが多い。

なお、結果として研究成果が出なかった場合は、研究に要した費用を固定資産として扱えないものと思われるが、調査票提出時点で研究の成否が判明しているとは限らない。

② 組織区分

研究開発成果の所有を把握する組織区分について、現行の資金源又は支出先の各区分をグループ化した区分で把握することを検討したが、内閣府からは、可能な限り詳細な区分での把握が必要との要望があった。

③ 記入者負担の軽減及び結果精度の確保

研究開発の所有に関する項目を調査するのは初めてであり、記入者にとって相当の負担になると思われる上、未記入が多い場合は結果精度にも影響する。また、当該調査事項の必要性が正しく理解されなかった場合には、現在調査している受入研究費、外部支出研究費の未記入が増加する可能性にも留意が必要である。

5 課題6-2に対する検討の取りまとめ

所有権を有する研究費を記入するには、上記4（3）①の問題点を解決する必要がある。

なお、調査票提出時点において研究成果が出ている場合には、所有権を有する研究費の記入が可能となるが、記入に当たっては、契約書等を確認し、その契約形態（所有割合）に応じて1件ずつ該当金額を計算すると思われることから、調査関係書類に判断事例を掲載するなど、記入に関する説明を工夫する必要がある。

所有権の把握については、一部の調査対象から記入は難しい旨の意見もあることから、より多くの調査対象の実情を把握することとしたい。

(所有権に関する事項を把握することとした場合の調査票イメージ)

○外部から受け入れた研究費

		受入額	うち内部で 使用した研究費	
				うち研究成果が資 金拠出主体に帰 属する契約等に 関する金額
総 額				
公 的 機 関	国			
	地方公共団体			
	国・公立大学			
	国・公営、独立行政法 人等の研究機関			
	現業部門組織(仮)			
	その他			
会社				
私立大学				
非営利団体				
外国				
	うち会社			
	うち大学			

注)上記区分は仮の区分

↑追加項目

○外部へ支出した研究費

		支出額	うち研究成果が資 金拠出主体に帰 属する契約等に 関する金額		うち自己資金か ら支出した研究 費
総 額					
公 的 機 関	国・公立大学				
	国・公営、独立行政法 人等の研究機関				
	現業部門組織(仮)				
	その他				
会社					
私立大学					
非営利団体					
外国					
	うち会社				
	うち大学				

注)上記区分は仮の区分

↑追加項目